

平成 3 1 年 第 1 回 定 例 会

## 都 市 建 設 常 任 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 奈 良 岡 隆

副 委 員 長 中 田 靖 人

1 開催日 平成31年3月7日（木曜日）

2 開催場所 第2委員会室

### 3 審査案件

議案第79号 青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 協定の締結について（青森駅自由通路整備等に関する工事）

### ○出席委員

委員長	奈良岡	隆	委員	山脇	智
副委員長	中田	靖人	委員	神山	昌則
委員	山崎	翔一	委員	里村	誠悦
委員	軽米	智雅子	委員	秋村	光男

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	中川	覚	水道部参事	伊藤	三千雄
都市整備部長	大櫛	寛之	浪岡事務所参事	小笠原	聡
都市整備部理事	長井	道隆	都市政策課長	坂牛	裕
水道部長	小鹿	継仁	水道部総務課長	一戸	隆雄
交通部長	多田	弘仁	交通部管理課長	今	国弘
交通部理事	赤坂	寛	都市政策課主幹	東條	英哲
都市整備部次長	岡山	幸司	関係課長等		
都市整備部参事	石郷	昭規			

### ○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	柴田	聡	議事調査課主事	高木	渉
---------	----	---	---------	----	---

○**奈良岡隆委員長** ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。  
それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案3件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第79号「青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。水道部長。

○**小鹿継仁水道部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第79号「青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元には、資料1の概要及び資料2の新旧対照表があると思いますが、資料1により御説明させていただきます。

初めに、1の「提案理由」であります。提案理由につきましては、去る2月13日開催の都市建設常任委員協議会におきまして御説明申し上げたところでありますが、1つに、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等による水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を改正するもの、2つに、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、水道料金及び水道加入金の額を改定するものとなっております。

次に、本条例案の具体的な内容であります。2の「水道法施行令の一部改正等に伴う改正」につきまして御説明させていただきます。

青森市水道事業条例では、水道事業者が布設工事監督者及び水道技術管理者を設置する際の資格について、本条例第43条及び第44条に定めております。

当該資格につきましては、水道法の規定により、水道法施行令で定める資格を参酌して定めているため、このたび、学校教育法の一部を改正する法律及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、水道法施行令等で定める資格が改正されましたことから、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、1つとして、学校教育法の一部改正により制度化されます専門職大学について、専門職大学の前期課程修了者を短期大学修了相当とすることから、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に専門職大学の前期課程修了者を加えるものであります。2つとして、技術士法施行規則の一部改正による技術士第二次試験の専門科目について、「水道環境」の選択科目が「上水道及び工業用水道」の科目に統合されることを受け、水道法施行規則の布設工事監督者の資格要件も改正されたことに伴い改正するものであります。

次に、3の「水道料金及び水道加入金の改定」につきまして御説明申し上げます。

平成31年10月1日から税率が引き上げられます消費税及び地方消費税の改定に伴う水道料金及び水道加入金の改定であります。

まず、本条例の別表に規定されております水道料金であります。引き上げ後の税率が現行の8%から10%になりますことに伴い、基本料金につきましては、口径13ミリメートルの場合、表右側の現行の月額626円40銭が638円に、口径20ミリメートルの場合、現行の月額1177円20銭が1199円に、以下、口径25ミリメートル以上の基本料金につきましても、記載のとおり、それぞれ新税率で算定した金額に改定するものであります。

また、資料右上に記載しております従量料金につきましては、表右側の現行の各段階における1立方メートル当たりの単価を、表左側の新税率で算定した単価に改定するものであります。

次に、本条例第31条に規定しております水道加入金であります。具体的には、口径13ミリメートルの場合、表右側の現行の4万8600円が4万9500円に、口径20ミリメートルの場合、現行の12万9600円が13万2000円に、以下、口径25ミリメートル以上の各加入金につきましても、記載のとおり、それぞれ新税率で算定した金額に改定するものであります。

なお、水道料金に係る経過措置といたしましては、お客様にわかりやすい取り扱いとなるよう、新料金の適用時期につきましては、平成31年10月の検針日までに使用された分は全て税率8%の現行料金を適用し、同月の検針日以降に使用された分から税率10%の新料金を適用することとしております。

一方、水道加入金につきましては、施行日の平成31年10月1日以降の申し込み分から新料金を適用することといたします。

最後に、参考といたしまして、下水道使用料等も含めた新旧料金の比較を資料の右下に記載しております。

一般家庭における1カ月の水道使用量を20立方メートルとして試算いたしますと、水道メーター口径20ミリメートルの場合の水道料金は、現行の月額3229円に対し、新料金では60円増の月額3289円となります。

同じく消費税増税分を転嫁いたします下水道・農業集落排水使用料は、現行の月額3052円に対し、新料金では56円増の月額3108円となりますので、下水道等を使用しているお客様への請求額の合計は、現行の月額6281円に対し、新料金では116円増の月額6397円となります。

また、資料には記載していませんが、お客様への周知方法といたしまして、ホームページへの掲載はもとより、広報誌による毎戸配布に加え、検針員によるチラシ配布などにより周知に努めてまいります。

以上が、議案第79号「青森市水道事業条例の一部を改正する条例の制定に

ついて」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**○奈良岡隆委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山脇委員。

**○山脇智委員** 質疑という部分では、一般質問で我が党の藤原議員がかなり行ったので、反対意見のみちょっと述べさせていただきたいんですけども、水道法施行令等で定める布設工事監督者、水道技術管理者の資格を改正する部分については賛成です。ただ、消費税率の改定に伴う部分については、一般質問などでも述べたんですけども、特に水道に関してはライフラインという部分もありますので市民負担になるし、また、国政でも我が党を含め反対をしている政党も多くあり、特にことし7月に参議院選挙が確実に行われるという情勢では、ある意味では増税をとめる転換点となる可能性もありますので、そういう面から考えても、今回の消費税増税のこの条例については、反対するという意見を意見として述べさせていただきたいと思います。

**○奈良岡隆委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○奈良岡隆委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第79号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○奈良岡隆委員長** 起立多数であります。

よって、議案第79号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。交通部長。

**○多田弘仁交通部長** 議案第80号「青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

お手元には、資料1の概要及び資料2の新旧対照表があると思いますけれども、主に資料1の内容に沿って御説明申し上げます。

「提案理由」につきましては、平成31年10月1日からの消費税及び地方消費税の税率の改定に伴い、この条例の関係規定を改正し、旅客料金等の額の改定を図るものであります。

消費税率10%に係る税率引き上げ分の料金等への転嫁方法につきましては、乗り合いバス運賃の許認可権者である国土交通省が示している運賃改定の取

り扱いの考え方に従いながら、現行の料金等を引き上げるものであります。

改正をしようとする本条例案の具体的な内容でありますけれども、(1)に記載しております本条例第3条第2項に規定する基準賃率につきましては、料金算出のための基準額でありまして、現行の43円を43円80銭に改定いたします。

次に、(2)片道普通旅客料金、いわゆる普通料金であります。これについては、資料1の中段にその内容を記載しておりますけれども、区間運賃によって10円または20円の引き上げを予定しており、本条例第9条に規定する最低額について、現行の130円を140円に改定いたします。

(3)でありますけれども、本条例第15条第2項に規定する定期券払い戻し等手数料については、このうち、同項第3号の定期券に係る現行の払い戻し等手数料を500円から510円に改定いたします。

なお、カード回数券、いわゆるバスカードでありますけれども、これらの払い戻し等手数料については、現行の金額に消費税率の引き上げ率を乗じて10円未満を四捨五入した場合、切り捨てとなり金額が変わらないため、現行のとおりといたします。

(4)でありますけれども、本条例附則第3項に規定しております旅客料金の特例として規定する定期旅客料金、いわゆる定期券であります。これについては、現行の定期旅客料金の計算式における消費税率に係る乗数を103分の108から103分の110に、すなわち税率が10%となるように改めます。

なお、一部改正条例の施行期日は、消費税率が改定となる平成31年10月1日としております。

あと、資料には記載しておりませんが、利用者への周知につきましては、ホームページへの掲載を初め、市営バス車内及び乗車券発売所への掲示や毎戸配布される広報誌により周知に努めてまいります。

以上が、議案第80号「青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について」の概要であります。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

**○奈良岡隆委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山脇委員。

**○山脇智委員** これも先ほどと同じように意見なんです。消費税率の改正でやむを得ない部分があるとは思いますが、やはり市民の足である市営バスに増税分を転嫁すべきではないというふうに考えておりますので、これも反対ということの意見を述べさせていただきます。

**○奈良岡隆委員長** ほかに発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第 80 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**奈良岡隆委員長** 起立多数であります。

よって、議案第 80 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 82 号「協定の締結について（青森駅自由通路整備等に関する工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

○**大楠寛之都市整備部長** おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 82 号「協定の締結について（青森駅自由通路整備等に関する工事）」御説明申し上げます。

資料をごらんください。

工事の名称及び場所につきましては、資料に記載のとおりであります。

青森駅自由通路の整備につきましては、昨年 7 月 18 日に鉄道事業者である青森県及び東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所との間で青森駅自由通路整備等に関する工事の施行協定を締結し、今年度は、青森駅前駐車場及び青森駅前自転車等駐車場の機能移転とあわせ、鉄道警察隊事務所の移転を順次進め、工事用の作業スペースを準備しているところであります。

2 年目となります平成 31 年度の主な工事内容といたしましては、資料に記載しておりますが、荷物搬送用通路の撤去及び自由通路等の基礎及び線路上空部分にかかる鉄骨の組み立てを行うこととしており、青森県及び東日本旅客鉄道株式会社東北工事事務所との間で、協定金額 17 億 7997 万 2000 円として、平成 31 年度に施行する工事に係る協定を締結しようとするものであります。

以上、議案第 82 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○**奈良岡隆委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山脇委員。

○**山脇智委員** この工事がもう進んでいるという部分ではいろいろとやむを得ない部分もあるとは思いますが、我が党としては、一貫してこの新自由通路については、市民負担が大きいというか、市の負担が大きいということで反対をしてきた経緯もありますし、あと、西側の出入り口が不便になるという部分の問題点も指摘がなされてきました。そういった面から、工事が進んでいるということは重々承知しているんですけども、この議案に

についても賛成できないということを反対意見として述べておきたいと思います。

○奈良岡隆委員長 ほかに発言はありませんか。秋村委員。

○秋村光男委員 協定の相手方の関係なんですけど、ここに書かれているように、青森県とJR東日本ということが明らかになっているんですけども、このJR東日本の東北工事事務所が地元のどういう業者に仕事を委託しているのかということは、どこかで明らかになっているものなんですか。

○奈良岡隆委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 担当課からお答えいたします。

○奈良岡隆委員長 はい、どうぞ。

○東條英哲都市政策課主幹 現在資料としては持ち合わせておりませんので、調べてからお答えさせていただきます。

○奈良岡隆委員長 はい、秋村委員。

○秋村光男委員 やっぱり地元といいますか、青森に住んでいる者とするれば、東京とか盛岡、仙台から連れてくるんじゃなくて、地元の業者に仕事をさせてほしいという思いがあります。地元のどういう業者に東北工事事務所が発注しているのかということをお伺いしたいということでもあります。

以上です。

○奈良岡隆委員長 はい、神山委員。

○神山昌則委員 それについて関連性があるんですけども、例えばこの17億円のうち、県内業者は工事全体の大体50%の発注率にするとか、やっぱりそのぐらいは把握しておいてもいいのではないかなと思うんですよ。ただ、わかりませんわかりませんではなくて、例えば17億円の50%は地元業者に発注しているとか、なるべく発注するとか、そういうパーセントの出し方も私は必要じゃないかなといつも思っているんですけども、その点はどのようなものでしょうか。例えば、鉄建という鉄道の専門業者がいるということはわかりますけれども、ただ、資材の分では県内業者にどのくらい発注していますよとか、工事の分ではどのくらい発注していますよとか、そのぐらいは把握しておくべきじゃないかと私は思います。

○奈良岡隆委員長 意見ですか、質疑ですか。

○神山昌則委員 質疑です。その辺について、どう考えているか聞きたい。

○奈良岡隆委員長 都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 工事全般ということで申し上げますと、これまで地元業者には配慮すべきだということは御意見としていただいておりますので、これから青森駅西口の工事も進めていくわけでありましてけれども、こちらは市で発注していくこととなりますので、そこは十分配慮していきたいというふうに考えております。



ただ、鉄道の部分に関しては、どうしても鉄道事業者のノウハウと申しますか、そういった必要な技術等もありますので、そこはなかなか何%ということでは決められないというところはあると思いますけれども、JR東日本に対しては、なるべく地元の事業者も使っていただきたいということをお願いしておりますので、そういったところで進めていきたいということで考えております。

○奈良岡隆委員長 神山委員。

○神山昌則委員 なるべくでしょう。やっぱり今の時代は数字であらわしたほうがわかりやすいんですよ。なるべくってどういう範囲なのってなるんですよ。だから、例えば技術的なものはここが専門業者だからということにして、ただ、鉄骨とかコンクリートの資材に関しては、青森市内の業者が何十%利用していますよとか、やっぱりそういう説明があってもいいんじゃないかと。それで、その辺はこれから把握してほしいなという意見です。

○奈良岡隆委員長 はい。ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、反対意見がありましたので、起立により採決いたします。

議案第82号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○奈良岡隆委員長 起立多数であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )